第113回サービス統計・企業統計部会 議事録

- 1 日 時 令和4年12月23日(金)15:00~17:20
- 2 場 所 遠隔開催 (Web会議)
- 3 出席者

【委員】

菅 幹雄 (部会長)、伊藤 恵子、松村 圭一

【臨時委員】

會田 雅人、小西 葉子、清水 千弘、成田 礼子

【審議協力者】

東京都、大阪府、日本銀行

【調査実施者】

国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課:奥田課長ほか

【事務局(総務省)】

北原大臣官房審議官

統計委員会担当室:萩野室長、吉野政策企画調査官

政策統括官(統計制度担当)付統計審査官室:山形審査官、大村国際統計企画官ほか

4 議 題 法人土地・建物基本調査の変更について

5 議事録

○**菅部会長** それでは、定刻となりましたので、ただ今から第113回サービス統計・企業統計部会を開催します。

委員、審議協力者の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただき、ありがとう ございます。

本日は、私と松村委員以外の皆様はWEBで御参加いただいております。

12月2日の部会に引き続き、「法人土地・建物基本調査の変更について」、2回目の審議を行います。

本日の部会では、まず、前回の部会における御意見等に対し、調査実施者が再整理した 事項について審議します。その後、審査メモの残りの論点について審議し、最後に、答申 案の取りまとめの方向について、御審議いただければと考えております。

なお、事務局から事前にお知らせしておりますが、本日は審議事項が多岐にわたること から、18時までの審議を予定しておりますので、御協力のほどよろしくお願いします。

御予定のある方は途中で御退席いただいて結構です。本日も効率的な審議への御協力を お願いします。

審議に入る前に、12月21日に開催されました統計委員会において、私の方から本部会の 審議状況について御報告させていただきましたが、その際に、委員から御発言がありまし たので、事務局から御紹介をお願いいたします。

○山形総務省政策統括官(統計制度担当)付統計審査官 統計委員会の場では、オンライン回答の関係で1点御意見がございました。「オンライン回答用のログイン情報を電子メールにより配布できるようにする変更については、利便性とセキュリティリスクのバランスを取りながら進めているということで、その方向性は結構である。ただし、必ずしも成功するとは限らず、万が一、ログイン情報の配布間違いがあった場合のリカバーの方法についても、是非国土交通省において準備していただきたい」という御意見がございました。

そして、報告者がシステム上で回答内容を修正できるよう検討する必要があるという御意見、これは1回目の部会であったのですが、「この御意見から類推すると、現行のシステムでは、提出後に、追記や修正などができない仕様になっているものと理解するが、2回目のログインで訂正できるようになると、悪意がある者がなりすましてログインして、記入情報を見られてしまうというリスクもあるため、セキュリティの観点からすれば、回答内容を後から修正できるようにするということはやや慎重に考える必要がある。」このような御意見がございました。

いずれにしましても、菅部会長から、今日の部会で検討させていただくとお答えをいただいている状況です。

以上です。

○**菅部会長** ありがとうございました。委員会で示された御意見については、本日の審議の中で併せて確認したいと思いますが、この時点で、特段の御意見があればお願いいたします。

特になければ、前回の部会において委員等から再整理等を求められた事項について審議 したいと思います。資料1に基づき、調査実施者から御説明をお願いいたします。

○奥田国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課長 国土交通省の奥田でございます。 本日もよろしくお願いいたします。

資料1で御説明させていただきます。御指摘事項を2点いただいております。

1点目につきましては、オンライン回答の関係でございますけれども、報告者が提出した調査票の回答内容の修正を行う際に、サポートセンターに電話で申し出ていただいた上で、メール対応も可能ですという御説明を前回にしております。それに対しまして、電話だけではなくて、メールでも対応できないかとか、システム上での修正ができないかとか、そういった御意見をいただいたところでございます。

回答でございますけれども、まずおわびでございます。前回の回答内容、説明内容ですけれども、当方の確認不足がありまして、不正確なところがございました。回答内容の修正を行うためにはサポートセンターに電話で申し出ていただくことが必要と説明させていただいたのですけれども、その点につきまして修正させていただきます。

改めて確認いたしましたところ、前回調査の平成30年調査においても、電子メールによる回答内容の修正を受け付ける体制を取っておりました。その旨は調査票と同時に配布する「記入のしかた」に、回答内容の修正を電子メールで送っていただく場合の送信先メールアドレスを記載していたということでございました。令和5年調査におきましても、同

様に電子メールによる回答内容の修正を受け付ける体制を取りたいと考えております。加えて、送付先のメールアドレスにつきまして、ホームページ上にも掲載して、見やすく周知を図っていきたいと思っております。

加えて、システム上での修正の関係でございます。平成30年調査においては、調査システム上で一旦提出した調査票の回答内容の修正を行うことができない設定等となっておりました。ただ、確認いたしましたところ、システム上で、その設定自体を変更することが可能であることが確認できました。ですので、令和5年調査におきましては、調査票提出期限までの間においては、システム上で報告者が回答内容を修正いただくことができるように設定したいと考えております。

なお、提出期限以降は、回答内容の審査ですとか疑義照会の事務が始まりますので、事務の混乱等を避けるため、システム上での回答内容の修正は受け付けない設定として、メール、電話による対応のみという形にさせていただきたいと考えております。これが御指摘事項の1点目の関係でございます。

もう一つ、御指摘事項2番目のところでございます。調査票の記入内容について、回答者のほうでチェックをいただく仕組みということで、会社で作成されている計算書類の附属明細書等との一致を確かめることを促すことが有効ではないかという御指摘でございました。

こちらにつきまして、2ページに付けておりますけれども、チェックシートを調査票と同時に配布する「記入のしかた」に付けております。平成30年調査にも付けておりまして、回答者に、提出前に記入漏れがないか等のチェックをお願いしているものでございます。御指摘いただいた点を踏まえまして、次の令和5年調査では、チェック項目を追加して、勘定科目内訳書ですとか、計算書類の附属明細書等の記載内容と回答いただいた内容との整合性について御確認をというような促し方をしたいと考えております。

以上でございます。

○菅部会長 ありがとうございました。

ただ今の御説明のうち、指摘事項①については、先ほど事務局から説明のあったとおり、 先日の統計委員会において、川崎委員から、ログイン情報を電子メールで送付する際に配 布間違いがあった場合のリカバリー方法を検討する必要があるのではないか。また、シス テム上で回答を修正することについては、やや慎重に考える必要があるのではないかとの 御意見がありましたが、この点について、調査実施者から追加的な説明があればお願いい たします。

○小原国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課専門調査官 国土交通省の小原でございます。よろしくお願いいたします。

メールを使った調査方法につきましては、先日の部会の際にも一度御説明させていただきましたけれども、どういった対策を取っていくかという点について、改めて御説明させていただきたいと思います。

今回、電子メールを利用してログイン情報を配布する対象というのは、令和4年に実施 しています土地保有・動態調査で全数調査の対象になっております資本金の金額が5億円 以上の会社法人で、かつ、今年の調査においてメールアドレスを登録してオンライン調査 システムで提出をいただいたところに対して行うこととしてございます。

なぜそうしているかは、全数調査の対象でございますので、毎年のつながりがあり、ある程度信頼性のある連絡先の情報が得られるということで、そこをターゲットにして実施するということにしてございます。

その上で、実際、ログイン情報の配布に当たっては、まず、事前にメールアドレスが人事異動等で生きているか、そういった部分を確認するために、事前に調査への御協力の依頼を、メールアドレスに電子メールで送らせていただいて、有効性の確認をするということにしてございます。

また、実査の段階では、この事前配布もそうですけれども、このような電子メールを相手方に送る際には、当然のことだと思うのですけれども、複数の担当者で、送付する前のセットしたメールアドレスを何度も確認した上で、誤りがないような状態にして送るという対応を取ることとしております。送付につきましてはそういった対応をした上で、誤送付とかそういったこともないようにしてまいりたいと考えているところでございます。

2点目は、今度は川崎委員から御指摘があった、再度ログインしたときに、変に閲覧されたり、改ざんされたりというふうな御指摘があったのですけれども、政府統計オンライン調査システムにつきましては、そもそも我々の方で初期パスワードを設定して、各調査対象の方に送ります。全ての初期パスワードは調査対象によってユニークな状態になってございますので、完全にばらばらな状態です。それをもって、実際、報告者がシステムにログインしていただくと、初期パスワードの入力の際に必ず任意のパスワードに変更していただく対応になってございます。

任意のパスワードに変えていただきますと、報告者から、変えたパスワードの情報が漏えいしない限りは、他者がシステムに勝手に入って、他人の報告の状況などを確認することができない仕組みになってございますので、そういったところでセキュリティは担保できているのかと思っております。

ただ、話は少し前後しますけれども、ほかの統計調査においても、修正提出可能となっている調査につきましては、同様の対応となっているものですので、セキュリティはそこで十分担保できているのではないかと考えているところでございます。

追加の説明としては以上でございます。

○**菅部会長** ただ今の御説明について、御意見等がございましたらよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

小西臨時委員が手を挙げていらっしゃいます。小西臨時委員、よろしくお願いします。 ○小西臨時委員 こんにちは。よろしくお願いします。今の御説明を聞いて、前回から今 日まで少し心配だったのですけれど、安心できました。ありがとうございました。

川崎委員の御質問に関して、2の再度修正することができたらという点に関しては、私 も昨日の時点で、そんな脆弱なシステムは、皆様、使っていらっしゃらないから、そんな 悪意のある第三者がわざわざ違うところにログインしてということは起こらないだろうと 思っていました。その点だと紙の調査票の方が改ざんのリスクが大きいだろうと思ってい たので、あまり心配していなかったのですけれど、御説明で納得いたしました。

1につきましては、前回は御説明なかったのですけれど、皆様が誤送付を避けるために、複数の方で……。

○**菅部会長** 小西臨時委員、音声が聞こえなくなっております。入り直すようによろしく お願いします。

それでは、その間にほかの先生方の御意見を賜りたいと思います。ほかの委員の先生方、 いかがでしょうか。

成田臨時委員、よろしくお願いいたします。

- ○成田臨時委員 2について、私が発言した計算書類の附属明細書との一致を確かめる点については、チェックの仕組みを整えていただくということで、どうもありがとうございます。これが入ることにより、各企業の方もきちんとチェックマークを入れていただければ、未然に、適切に対応していただけるのではないかと思っております。どうもありがとうございました。
- ○菅部会長 どうもありがとうございました。 それでは、松村委員、よろしくお願いいたします。
- ○松村委員 御説明どうもありがとうございました。この点については、前回、私も幾つか質問させていただきましたが、本日の国土交通省からの御回答は大変納得できるというか、腑に落ちる説明だったと思います。あと、一昨日、川﨑委員がこういう御質問をされ、確かにシステムがどれぐらい頑強なのかとやや懸念していましたが、同様の調査をしている他のシステム並みにロバストであるという御説明であったので安心しました。例えば回答者からしても、そうでないときに比べて、より精緻な回答をしやすく、また回答率も高められるのかなと思った次第であります。ありがとうございました。
- ○菅部会長 どうもありがとうございました。

小西臨時委員はまだリカバリーなさっていらっしゃらないですね。小西臨時委員の御発言の途中でしたが、最初にお聞きしたところ、御賛成であると承りました。また、ほかの構成員の皆様も御異論もなかったと思いますので、本整理案については適当と整理し、答申案において、国土交通省に対応を求める事項として指摘することとしたいと思います。

なお、統計委員会において川崎委員からも御指摘があったとおり、電子メールによるログイン情報の配布に際しては、誤送信が起こらないよう万全の対策を講じていただくようお願いしたいと思います。

それでは、資料2の審査メモの残りの論点について審議に入りたいと思います。

まず、審査メモの7ページ、「(5)公表期日の変更」について、事務局から審査状況の 説明をお願いいたします。

○永井総務省政策統括官(統計制度担当)付統計審査官室副統計審査官 事務局でございます。それでは、御説明させていただきます。

資料2の7ページからでございます。本件、第1回の部会で御提示しました諮問の概要のほうが分かりやすいかと思いますので、そちらの方で御説明させていただきたいと思います。

公表期日の変更につきましては、「保有・動態編」のフローの部分、前回の調査、黒帯の方でございますが、平成30年の調査結果が令和元年9月に速報で公表されております。その際は、いわゆる「土地動態編」、これはフローの部分でございますが、その一部を公表していました。

翌令和2年9月に確報がございまして、ここで「土地動態編」の全体が公表されたということでございましたが、同じく、下にあります「土地保有・動態」ということで、これは年次の調査でございますが、令和元年の調査結果が、ちょうど令和元年度3月、ここは令和2年3月ですが、そこに公表されるということで、先に令和元年の年次の調査結果が出てしまっているという逆転が起こっていたというものでございます。

今回、それにつきまして、こちらの下のオレンジの次回調査というところでございますけれども、本来の速報は令和6年9月に公表されますが、それから6か月前倒しをして、「保有・動態編」、今回のフローの部分に該当するものですが、こちらを令和5年度3月、令和6年3月に同じく、年次の土地保有・動態調査の個人部分と併せて公表されるということでございます。

これにつきましては、例年の土地保有・動態調査の公表スケジュールが維持されることで、ユーザーの利便性向上に資するものであると考えておりまして、おおむね適当と考えておりますが、全体の集計・公表作業上の支障がないか等について確認する必要があるのではないかと思っております。

論点につきましては、「本調査の一部について公表時期を前倒しすることによる、全体の 集計・公表作業等への影響はないか。また、作業の遅延防止のためにどのような対策を講 じることとしているのか」と設定させていただいております。

事務局からは以上です。

- ○菅部会長 それでは、論点について、調査実施者から回答をお願いいたします。
- ○奥田国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課長 国土交通省です。公表期日の変更につきましては、今、御説明がありましたように、法人のフロー部分について、毎年3月末に公表している土地保有・動態調査、今回については、個人分のみの公表となりますけれども、そちらの公表タイミングと合わせて、令和6年3月末までに公表するよう変更するものであります。

資料3の10ページです。(5)公表期日の変更のところを投影お願いいたします。

公表期日の変更の趣旨は今のようなところでございまして、公表時期の前倒しに当たりましては、「保有・動態編」の集計に係る部分ということで、主に調査票Cになります。こちらの部分の審査ですとか疑義照会などの事務を優先的に進めるということを考えておりまして、その後の集計・公表作業ですとか、全体の方に影響を及ぼさないという対応を考えております。

以上です。

- ○**菅部会長** ありがとうございました。それでは、ただ今の御説明に対し、御質問、御意見をお願いいたします。松村委員、よろしくお願いいたします。
- ○松村委員 御説明ありがとうございました。早期化していただけるというのは、ユーザ

ーにとっても大変ありがたいことだと思います。 1点、早期化に関して、御説明ですとCを優先的にやるということですが、ただ、残りのA、Bのところでは、出す期日が変わっていないので、Cを集計していた間、本来だとそこはA、Bもやっていたのだと思いますが、マンパワーが同じで、Cだけ前倒しできるというのが今一つしっくりきません。そこはマンパワーが変わっているのか、何かしら違う形で生産性を上げ、最終的な期日は変えないで、Cだけ前倒しすることができるようになっているのか、その辺の仕組みを教えていただければと思います。

- ○菅部会長 よろしくお願いいたします。
- ○小原国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課専門調査官 国土交通省でございます。ただ今の御質問につきましてですけれども、我々のやり方として、実はこの業務の民間委託業者は1社ではございませんで、大きく分けて2社に分けて調査してございます。 来年の実査年では、法人土地・建物基本調査を実施する、実査はそうですけれども、集計は2社に分けてやることになってございます。

ですので、法人土地・建物基本調査の集計をする業者と「保有・動態編」を集計する業者が違っておりますので、まずそういった部分でスケジュール感の負担というのが軽くなっているのかなと。その上で、優先的に、まずCから審査しましょうという流れで進めていくことによって、早期化を図ろうと考えているところでございます。

- ○菅部会長 いかがでしょうか。
- ○**松村委員** 要は、取りあえずCに労力をかけてやってもらって、それが本体の方に影響を及ぼさないで、業者の割り振りでできるということなのでしょうか。
- ○菅部会長 いかがでしょうか。
- ○小原国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課専門調査官 今おっしゃっていただいたとおりでございます。Cをまずやっていただいて、Cの集計に回した段階で、スケジュール的には、調査票を審査した業者はすぐさま、AなりBの審査に入ってまいりますので、Cの集計を一つの業者がやりながら、その裏でもう一つの業者の方で、A、Bの審査をどんどん進めていくという、ツートラックで進むような格好で考えてございますので、実現が可能と考えております。
- ○松村委員 分かりました。ありがとうございます。
- ○菅部会長 ほかにどなたか、御質問、御意見ありますでしょうか。

今の御説明によりますと、本調査の一部について公表時期を前倒しすることに全体の集計・公表作業等への影響はないということですので、本報告については特に御異論もなかったと思いますので、御了承いただいたものとして整理させていただきたいと思います。

ところで、今、小西臨時委員が復活なさいました。小西臨時委員の最初の冒頭の御意見からすると御異論がないという形でまとめさせていただいたのですが、もし追加すべき、 最後にどんでん返しというのはないのではないかと思っているのですけれども、いかがで しょうか。

○小西臨時委員 すみません。聞こえなかったらまた教えてください。

皆様からも異論がなかったということですけれど、2に関しては問題ないと思っていて、

あと、記入の手引きのところにアドレスが入るということで、オンライン調査の方も、郵送の方も対応できるということも安心しました。あとは、前回は確認すること自体がシステム上で難しそうな感じだったのですけれど、期限内であれば、確認、修正可能ですし、送付する前も確認が可能ということで、それも安心いたしました。

1番に関してだけ、皆様が複数人で誤送付のためのチェックを行うというお話で、それはすごく安心感があるのですけれど、もし、それでも何かあった場合に、川崎委員がおっしゃっていたリカバリーをどうするかということは、リスク管理の上ではやはり考えておいた方がいいと思います。何をするかをここで言っていただく必要はないですけれど、もし重々のチェックの上でも何か起こった場合ということも想定していただけるとありがたいと思いました。

以上です。ありがとうございました。

- ○菅部会長 実施者、御回答をお願いいたします。
- ○小原国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課専門調査官 国土交通省でございます。万が一、誤送信が発覚した場合、調査対象のプレプリントデータが格納されているのですけれども、それを一旦、全部消去いたしまして、その調査対象者を一旦凍結します。 その上で改めて、新たなパスワードをお送りいたしまして、調査に御協力いただくという流れを考えております。
- ○菅部会長 いかがでしょうか。
- ○小西臨時委員 ありがとうございます。
- ○**菅部会長** よろしいでしょうか。先ほどのまとめと大きく抵触しないので、その形でまとめさせていただきたいと思います。

了解いたしました。それでは、次に参りたいと思います。

次に、審査メモの8ページに参ります。資料番号2の項番2「前回答申時における『今後の課題』への対応状況」についての審議に進みたいと思います。このうち、「(1) 土地の『今後の保有等予定』の選択肢の設定について」は、前回の部会において既に御審議いただきましたので、これ以外の課題について審議を行います。

それでは、8ページ、「(2) 法人の属性を踏まえた集計の充実について」、事務局から御説明をお願いいたします。

○永井総務省政策統括官(統計制度担当)付統計審査官室副統計審査官 事務局でございます。資料2の8ページでございます。こちらの課題につきましては、法人の属性を踏まえた集計の充実ということでございまして、「調査対象である法人が外資系か否かの区分で集計することについて、利用ニーズを踏まえつつ、調査事項の更なる追加、又は、法人番号を利用したデータ・リンケージの活用等を、次回調査の企画時期までに検討し、結論を得ること」となっております。

審査状況ですが、まず、前回答申後の動きとして、安全保障あるいは経済安全保障上に関わる土地所有状況の把握について、令和3年6月に重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(以下、「重要土地等調査法」という)が成立し、必要な情報の把握が行われるという状況でございます。このような状況

を踏まえまして、国土交通省の方では、本調査として、今時点で新たな調査項目は設定しないということでございますが、必要に応じて、まずは経済センサスなどの他の統計調査とのリンケージによって、特別集計等で対応するということを検討されているということでございます。

これにつきましては、報告者負担を増加させることなく、ニーズに対応しようとするものであり、おおむね適当と考えます。論点としては、9ページでございます。まずaとしましては、調査対象である法人が外資系か否かの区分による集計について、統計ユーザーのニーズは把握しているか。その場合、内容はどのようなものか。それから、bとしましては、重要土地等調査法によりどのような情報が把握できることになるのか。それから、cとしては、経済センサスなどとのリンケージにより、具体的にはどのような集計が提供可能となる見込みかというところを論点として提示しております。

以上です。

- ○菅部会長 それでは、調査実施者から御回答をお願いします。
- ○奥田国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課長 資料3の11ページになります。 まず論点のaでございます。統計ユーザーのニーズでございますけれども、本調査の結果 を利用している関係部局に対しては、本調査へのニーズを広く確認しております。その中で、外資系か否かの区分についての要望はなかったところであります。

続いて、bの重要土地等調査法の関係でございますけれども、こちらについて最後のページに別紙3として、重要土地等調査法の概要を付けておりますので、そちらを御覧いただければと思います。こちらの法律では、重要施設等の周辺、それから、国境離島等の区域を対象として、注視区域、その中でも機能が特に重要なものについては特別注視区域として指定すると。その上で、当該区域内の土地等の利用の状況についての調査ですとか、売買の際の事前届出等について定めているものです。

調査の中身でございますけれども、左側のところで、まず調査については、内閣総理大臣が土地等の所有者等の氏名、住所、国籍、日本人ですと本籍ですけれども、外国人にあっては国籍等ということで、把握します。あと、土地の利用状況を把握することになっております。

さらに、資料の真ん中の事前届出について、これは特別注視区域のみを対象としたものです。こちらの区域につきましては、200平米以上の土地を売買する際に、事前届出が必要となっておりまして、氏名、住所、国籍、法人にあっては、代表者が日本の国籍を有しない旨などを含めて、事前に内閣総理大臣に届け出ることになっておりまして、このような情報が把握できることになっております。

続いて、資料11ページに戻っていただきまして、論点 c でございます。経済センサスなどとのリンケージによって特別集計を行いまして、外国資本比率などを基準にいたしまして、保有する土地面積ですとか、1企業当たりの土地所有面積など、そういった基本的な集計については出すことが可能と見込んでおります。ただ、集計した上で、精度という部分についてはまだ分からないところがございますので、提供可能な範囲の判断に当たっては、精度に留意する必要があるのかなと思っているところでございます。

以上です。

○**菅部会長** どうもありがとうございました。この件につきましては、第75回サービス統計・企業統計部会において、お二方の委員から重要であるという強い御意見がありまして、このような検討をしていただいた次第であります。

それでは、ただ今の御説明に対し、御質問、御意見をお願いいたします。

清水臨時委員、よろしくお願いいたします。

○清水臨時委員 ありがとうございます。今、外国人による、外国籍の企業による土地の保有問題ということで議論いただきました。この問題は、国際的にもどんどん市場がグローバル化するに当たりまして、無視できない規模で、今、東京などでもいわゆる外国企業同士の取引、あとは、同国籍同士の取引とか、そのようなことの比率がどんどん高まっておりまして、フローで見ている限りは、かなり存在感が大きくなってきているところかと思います。

そのような意味で、利用の形態とかであれば注視していく必要がないですけれど、市場において非常に大きな影響を各国で起こしてきているということで、レギュレーションなども含めて進められている国も多くございます。そういう意味で、この問題というのは、現在よりも、例えば5年後、さらに10年後、15年後に、その影響は大きくなっていく問題だと考えたときに、今からどういうような調査項目を立て、どう調査していくかということはしっかりと検討していく必要があると思います。

とりわけ、例えば国土交通省が取引価格を調査しようということでアンケートを取って、 取引価格を調査していますけれども、外国人の方々や外国企業においては、回答はほとん どしておりません。その実態を見ていると、保有の状態とか利用の状態に対する調査に対 して、どういう協力をいただけているのかとか、一方で、ストックがどんどん増えていく 中において、法人土地・建物基本調査で把握できていない漏れみたいなところのウエイト が都市部において非常に大きくなっていく可能性がありますので、ここは現在の問題とい うこと以上に、未来においてどういう議論をしていくのかということは、今からしっかり と調査されておく方がいいのかなと思いました。

以上でございます。

- ○菅部会長 ありがとうございました。やるべきだという御意見だと承りました。 伊藤委員、よろしくお願いいたします。
- ○伊藤委員 御説明、どうもありがとうございました。若干、今の清水臨時委員の御意見と重なる部分もあるのですが、関係部局からはニーズや要望はなかったとのことですが、やはり、これから先ニーズはあるのではないかと思いますし、重要性が増してくるのではないかと思います。例えば宿泊業も、外資系のホテルチェーンの進出が増えたりと、将来のこともよく考えた上で、ニーズについて、もう少し深掘りしていただけるといいかなと思いました。

経済センサスなどとリンケージということですけれど、経済センサスは5年に1回で、 あまりタイムリーに更新されているわけでもないですし、やはり土地の登記情報などをあ る程度の頻度で更新していくような仕組みや、ビジネスレジスターで外資系企業の株式所 有の状況をなるべく高い頻度で把握し、そういった情報とこちらを結び付けるということ も考えていかないといけないと思っています。

ですので、この調査の中で、今すぐに外資かどうかを聞くべきとは思っていませんが、 やはり近い将来、結構重要な話になってくると思っていまして、調査の枠内だけではなく、 土地の登記情報や、ビジネスレジスターの整備と併せてなるべく高い頻度でデータを更新 する方法を考えていく必要があるのではないかと思っています。

以上です。

- ○**菅部会長** ありがとうございました。これは実施者、お答えにくい部分もあるのですけれども、どうぞよろしくお願いいたします。
- ○小原国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課専門調査官 後ほど、「今後の課題」の中でのパネルデータの話なり、あと、公的統計の整備に関する基本的な計画(以下、「基本計画」という)での不動産登記情報の利用という部分も絡んでくると思います。まず、外国資本比率、外資系について、それが今は網羅的に分かるのは経済センサスだけですので、経済センサスのデータとまず接続して、どういった結果が得られるのかを見たいというところが今回の回答の趣旨の一つです。

今、伊藤委員から御指摘いただいた点も確かにあろうかと思います。その中でも、後ほど御説明する不動産登記情報の利用ですとかそういった部分の中で、当然、外資系で、不動産登記であれば、もう完全に外国籍なり、外国に所在されている個人の方も捉えることが可能になるかと考えております。そういった点も含めて、土地の捉え方をどうするのか、法人土地になるのか、加工統計というか、我々、土地基本調査という名称で、個人と法人を合わせたものも出したりしておりますので、国というか、日本の中の土地の利用について、不動産登記などを使って何が見えてくるのかというのは、外国籍も含めて併せて検討してまいりたいと考えております。

- ○菅部会長 伊藤委員、いかがでしょうか。
- ○伊藤委員 ありがとうございます。検討をよろしくお願いいたします。
- ○菅部会長 ほかに御意見等ありますでしょうか。松村委員、よろしくお願いいたします。
- ○松村委員 御説明ありがとうございます。清水臨時委員や伊藤委員からありましたけれ ど、私もやはり外資系のところは、将来的なことを考えると、今回、これでどうのという ことではないですけれども、視野に入れておいた方がいいと思います。その前段として、 今回、論点 a のところで、ユーザーのニーズを把握しているのかというところで、関係部 局に確認されたとのことですが、関係部局というのは具体的にどこに確認されたのでしょ うか。
- ○菅部会長 調査実施者、御回答をよろしくお願いいたします。
- ○小原国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課専門調査官 国土交通省の中で、土地政策を担っている部局がございまして、外資系の部分とか、それに限らず、法人土地・建物基本調査の部分、建物であれば、例えば住宅局や、都市局から把握するのですけれども、土地に関しましては、土地政策部局ということで、今、我々は不動産・建設経済局と

いう部署にいるのですけれども、まさしくその中にも土地の政策を担っているところがありますので、そちらからニーズの把握を行っております。

- ○菅部会長 よろしくお願いいたします。
- ○松村委員 ありがとうございます。おっしゃるとおり、国土交通省の土地部局は非常に 重要なヘビーユーザーだとは思うのですけれども、統計ユーザーというのはそこだけなの かなと少し思ったところはあります。そこに聞いて、要望はありませんでしたというのは、 このQに対するAとしては何か違和感があります。そもそも以前の第75回の同部会で外資 系把握の御発言をされた方々も統計利用者で、ユーザーの視点からそのような質問をされ たのではないかと思いました。

だから、聞いている範囲がやや狭いような気もしましたし、今回こうすることについて 異論はないですけれども、将来に向けて、もう少しいろいろ聞いて考えていただけた方が いいのではないかと思いました。

以上です。

- ○菅部会長 先に山形審査官、よろしくお願いします。
- ○山形総務省政策統括官(統計制度担当)付統計審査官 今の松村委員の御意見は、ニーズの捉え方ということだと思うのですが、一般論として、国土交通省は、省内の政策の中で普段お付き合いがある部局がある中で、幅広く聞かれたということだと思うのですが、より広く潜在ニーズがどこにあるのかというのは、実はなかなか実施部局が網羅的に把握するのも難しいという事情も、理解しているつもりです。その点は、例えば統計委員会の議論、あるいは前回の部会での議論でも、まさに実施部局が気づいていないニーズがあったということです。あと、今、全政府的に各統計調査について利活用がどれだけあるかを全省庁に照会をかけて把握するという、横断的な仕組みがあるので、そういった形で、国土交通省だけではなく、総務省からも潜在ニーズがあるかは引き続き支援して、分かったものについては教えてあげるなど、していきたいと思っています。
- 菅部会長 付け加えることはございますでしょうか。
- ○小原国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課専門調査官 今、審査官がおっしゃった点もございますけれども、我々としましても、確かに捉えづらい部分があるので、普段のお付き合いがある部局ということで今までやってはきているのですけれども、国土交通省の不適切問題に端を発した再発防止の中でも、ニーズの把握というところが非常に重要に言われているところがございます。我々としましては、今回は反映できないですけれども、次期調査に向けては、まず取っかかりとして、不動産関係の業界団体にはなるかと思うのですけれども、もう少し幅広くニーズの把握を行った上で、次期調査以降の見直しに反映していきたいと考えているところでございます。
- ○菅部会長 よろしいでしょうか。ほかに御意見、御質問等ありますでしょうか。

以上、お聞きした範囲で考えますと、外資系か否かの区分で特別集計をすることについては、特に御異論はなかったと思いますので、過去の答申における「今後の課題」の対応は適当であると整理したいと思います。

それでは、次に参りたいと思います。次は、「(3)土地単位でのパネルデータの作成に

ついて」ですが、本事項については、3(1)で審議する「不動産関連統計の改善・体系的整備」にも関連する事項ですので、ここで議事の順番を変更し、先に、3(2)の「行政記録情報等の活用」について審議し、その後、パネルデータの作成と不動産関連統計の改善・体系的整備について、一括で審議したいと思います。

それでは、まず、「3公的統計の整備に関する基本的な計画への対応状況」のうち、11ページの「行政記録情報等の活用」について審議を行います。

まず、事務局から御説明をお願いいたします。

○永井総務省政策統括官(統計制度担当)付統計審査官室副統計審査官 事務局でございます。資料11ページでございます。3(2)行政記録情報等の活用というところでございます。基本計画におきましては、統計調査の実施計画を策定するに当たりまして、活用可能な行政記録情報等の有無等について事前に調査し、検討することとされています。

本調査につきましては、令和5年、今回の調査において、都道府県が所有する「森林簿」 を活用する方向で具体策を検討していると聞いております。

審査状況ですが、国土交通省では、具体的な活用方法としまして、将来的には回答の代替も念頭に置かれているそうですが、今回は、まずは審査への活用ということでございます。

それから、標本設計にも活用されるということを聞いておりまして、現在、具体的な検 討を進める中で、都道府県から森林簿のデータを収集していると聞いております。

論点でございますが、まず a として、これまでの検討では、「森林簿」以外にどのような行政記録情報の活用を検討したのか。また、検討したものの活用を見送った理由は何かという部分。 b としましては、令和 5 年調査では、森林簿を標本設計と審査において活用するとのことですが、具体的にどのような活用方法を想定しているのか。それから、 c としましては、森林簿の活用に向けた具体策の検討状況はどのようになっているのか。検討の途上で明らかになった課題等はあるかというところでございます。

以上でございます。

- ○菅部会長 ありがとうございました。それでは、調査実施者から御回答をお願いいたします。
- 〇奥田国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課長 国土交通省です。資料 3 の14ページになります。

まず論点のaでございますけれども、森林簿のほかにも、農林水産省で所管されている 農地台帳、それから、林野庁で所管されている林地台帳についても活用を検討いたしまし た。ただ、これらについては、市町村が保有主体となっておりまして、提供をいただくた めには、全ての市町村に対して依頼する必要があって、事務手続が非常に増加してしまう ことが少しネックになりまして、活用を見送ったところでございます。

続いて、bの関係でございますけれども、森林簿の具体的な活用方法でございます。まず、森林簿の所有者で名寄せをいたしまして、それごとに所有、林地面積等が分かりますので、調査票データで得られた、所有する林地面積の審査に利用することを考えております。そのほかにも、所在地別ですとか、所有形態別などで集計を行いまして、統計調査の

集計データの分析的審査の場面でも活用することを考えております。令和10年調査に向けては、森林簿の整備時点、ばらばらの場合もございますので、そういうところは留意しながら、母集団情報の補完にも活用できないか、検討を行いたいと考えております。

最後、cでございますけれども、森林簿の活用に向けた検討状況でございます。こちらにつきましては、本年度、森林簿を入手したところでございますので、活用に向けた具体的な検討というところは、来年度からを予定しております。森林簿の入手という段階でも、統計法第30条に基づいての提供依頼をさせていただいたのですけれども、個人情報が含まれておりますので、都道府県によっては個人情報保護条例との関係ですとか、森林簿自体の運用規定などがあった場合はそれを根拠として、提供そのものが難しいとか、所有者等の個人情報の部分の提供が難しいと言われたケースがありました。

こちらにつきましては、個人情報保護の条例には、「法令に基づく例外規定」があるのではないかとか、そちらに当たるケースとして提供していただけることが可能なのではないかとか、いろいろやり取りはさせていただいたのですけれども、理解を得られなかったケースもあるところでございます。

また、都道府県によりましては、森林簿に収録されている項目が違っていたり、相違があったり、情報の鮮度についても古いものがあったりといったような課題も見えてきているかなと思っております。

以上です。

○菅部会長 ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明に対して御質問、御意見をお願いいたします。どなたか御意 見、御質問ありますでしょうか。

清水臨時委員、よろしくお願いいたします。

○清水臨時委員 ありがとうございます。本当に森林とか農地の把握はすごく難しい問題でして、後から出てくるかもしれませんが、登記簿などの問題以上に、林班とか小班、枝番というような、少し所有形態が森林特有のものがありますので、そのようなものを企業の保有状況という形で把握していこうとするところには、一定のノウハウが必要になってくると思います。

山のデータベースについては、現在私の研究室において作成しているところですけれども、協力主体として、森林簿とかそういうもの以上に、やはり林業組合とか、農業委員会とか、そういうところとのコラボレーションの方が情報の入手とか、所有者の把握という意味では、とても適切にできているものですから、行政記録情報の活用というテーマではありますが、目的がもし行政記録情報そのものを使うということではなく、本来の目的の農地、林地の把握ということであるならば、調査方法をいろいろと工夫されていくといいなと思って聞いておりました。

何かを変えてくださいということではなく、あくまでも感想でございます。 以上でございます。

○**菅部会長** これについて、調査実施者、何か御回答ありますか。感想として承ったということで参考にしていただけたらと思います。

○清水臨時委員 検討の方向性をしっかり整えて、何を策定したいのかをしっかりと把握 した上で議論を進めた方がいい話かなと思って、今の回答を聞いていたということですの で、その辺、将来的に改善されることを期待したいと思います。

以上です。

- ○菅部会長 ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。 伊藤委員、よろしくお願いいたします。
- ○伊藤委員 ありがとうございます。私は森林簿に詳しくなくて、あまり分からないのですが、先ほど清水臨時委員がおっしゃったように、いろいろと特性があり、都道府県ごとにいろいろ対応が違っているということは理解しました。ただ、最終的な判断を都道府県が行うというお話だったのですが、そうは言っても、都道府県のさらに上位で、農林水産省が所管しているのではないですか、というのが質問です。もし農林水産省が森林簿や農地台帳、林地台帳などを所管しているということであれば、農林水産省とも少し御相談しながら検討する方向性はないのでしょうか。よろしくお願いします。
- ○菅部会長 調査実施者、御回答をお願いいたします。
- ○小原国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課専門調査官 当然、今回、森林簿を 集めるに当たっては、農林水産省とも相談をしています。確かに、所管は農林水産省とい いますか、林野庁ですけれども、そもそも森林簿の位置付けが、各都道府県知事が森林の 計画を立てる際に使うものということになっておりまして、必ず整備しなければいけない 情報ではあるのですけれども、都道府県知事というか、都道府県の判断によって、場合に よっては所有者の情報すら収録しないという判断をしているところもございます。

もう1点、個人情報保護条例の部分もございまして、条例でございますので、その判断 はやはり都道府県に委ねられているところもございますので、当然、所管は農林水産省で すけれども、どちらかというと、やはり都道府県とやり取りをしながら、都道府県を軟化 させて情報を得ることに、今回重きを置いているということでございます。

- ○菅部会長 伊藤委員、いかがでしょうか。
- ○伊藤委員 ありがとうございました。いろいろと大変だろうとは思うのですけれど、国 土交通省が国土に関する情報を得られないというのも、どうなのかというか、違和感もあ ります。引き続き、都道府県や農林水産省等とも検討していただけるとよいと思います。 よろしくお願いします。

以上です。

- ○菅部会長 ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。
- ○奥田国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課長 国土交通省です。1点補足させていただきますと、個人情報保護法制の改正というのが令和3年にありまして、今まで地方公共団体については個人情報保護条例をそれぞれが作っていて、そこに規律されることになっておりましたけれども、地方公共団体分も個人情報保護法で規定されると改正がありまして、地方公共団体分の施行が令和5年4月だったと思います。ですので、今回の調査には間に合わないのですけれども、次回、提供をお願いするときで、個人情報の関係で問題がありましたときには、国、個人情報保護委員会と御相談して、都道府県に対しても

お願いしていくという形になって、その部分は若干変わっていくのかなと期待はしております。

以上です。

○**菅部会長** ありがとうございました。前進が見られるとお伺いしました。森林簿を入手する努力をなさっておられるということで、その方向性については特段、御異論もなかったと思いますので、基本計画への対応は適当であると整理したいと思います。

それでは、大変順調に行っていますけれども、9ページ、「2(3)土地単位でのパネルデータの作成について」及び10ページ、「3(1)不動産関連統計の改善・体系的整備」について、一括して審議したいと思います。まずは事務局から御説明をお願いいたします。 〇永井総務省政策統括官(統計制度担当)付統計審査官室副統計審査官 事務局でございます。それでは、資料2の9ページ、まず、「2(3)土地単位のパネルデータの作成について」というところからでございます。

ここでの課題としましては、「土地単位でのパネルデータの作成について、今回調査の結果も活用し、その技術的課題を明確化した上で、追加的に必要とされる行政記録情報等の収集方法も含めて検討し、次回調査の企画時期までに、取組の方向性に関する一定の結論を得ること」ということで、課題がありました。

審査状況でございますが、国土交通省では、以下のとおり、前回承認時からの議論等を踏まえて、今後の対応方針を提示しております。三つございまして、まず一つが、これは総務省の調査研究になりますが、本調査は土地の所有主体に対しての標本調査であるため、情報の網羅性の点から土地単位でのパネルデータ化は困難とされたが、地番地図データとのマッチングにより、パネルデータ化に向けた活用可能性があるという報告でございます。これは後ほど詳しく御説明いたします。

②につきましては、国土交通省の検討結果でございますが、中長期的な課題として、不動産登記情報の活用とそれに伴う調査体系の見直し、このようなものが析出されたということでございます。

それから、三つ目としましては、ベース・レジストリの議論、これは特にデジタル庁を中心にやっておられますけれども、このような議論を含めた不動産登記情報のデジタルデータの整備・検討などが進められておりまして、これらを利用したパネルデータの作成についても検討が必要ではないかということで、このような議論の推移を注視しつつ、パネルデータ作成に係る技術的な課題と活用方策の検討、それから、データの利用を念頭に置いた調査の見直しを進めるとされてします。

論点としましては三つございまして、一つは、まずaとして、総務省の調査研究はどのようなものか。調査研究の結果、抽出された技術的課題等は何か。bとしましては、国土交通省における検討はどのようなものか。検討の結果、抽出された技術的課題は何か。cとしましては、土地単位でのパネルデータ作成に向けた不動産登記情報の活用について、国土交通省における現在の取組状況はどのようになっているかというものでございます。

論点のうち、aにつきましては、実は総務省統計委員会担当室で調査研究されたということで、同じ資料2の12ページに資料を付けさせていただいておりますので、簡単に説明

させていただきます。私も報告書を読んで理解した限りの説明ですので、後ほどありますが、この座長を清水臨時委員がされていたり、あと、統計委員会担当室の方でされていたということがありますので、もし何かあれば、後で補足をお願いしたいと思います。12ページを御覧いただければと思います。「不動産パネルデータベースの構築及びデータ分析に関する調査研究」というものでございます。この調査研究は、平成30年度と令和元年度の2か年にわたって、総務省統計委員会担当室で実施されたものでございます。研究に際しまして、有識者から構成される研究会が設置されておりまして、その座長を務められたのが今回、部会に御参画いただいております清水千弘臨時委員になります。

平成30年度の調査研究では、主に三つの事項について研究が行われていたと聞いております。一つ目としましては、例えば東京都の地理情報データですとか住宅地図、筆界ごとの地番地図などを用いた不動産パネルデータベースの構築の検討。それから、二つ目としましては、不動産パネルデータベースを用いた分析例の整理。そして、三つ目として、今回、諮問となっております法人土地・建物基本調査の調査票情報と、地番地図情報とのマッチングの可能性の検討、それから、パネルデータ化に向けた法人土地・建物基本調査の活用の可能性について検討が行われたものでございます。

今、画面に表示している12ページの資料は、三つ目の調査研究事項の結果について、報告書からの抜粋したものです。これによりますと、まず、地番地図情報とのマッチングにつきましては3段階で行われておりまして、1つ目としましては、地番情報を用いた1次マッチング、それから、住居情報と、建物の図形データを用いた2次マッチング、それから、ジオコーディング、いわゆる経度緯度情報ですが、このようなものを用いた3次マッチング、この3段階で試行を行ったということです。その結果が真ん中の表の6-1-7にございますが、1次マッチングでは、マッチ率が52%程度でございましたが、これが2次、3次と進みますと、最終的に85%までマッチしたということで、そういった結果が得られているというものでございます。

それから、パネルデータ化に向けた本調査の活用の可能性というところが、3)と、最後のところに書いてございます。これにつきましては、本調査は、各調査年に都度サンプル調査を行っており、調査の対象となる法人の時系列的な連続性が確保されているわけではないことに加えて、調査の対象となった法人が保有する土地に関して調査を行っているため、法人が保有する全ての土地を網羅した個別不動産についてのパネルデータ化は困難であるという考察がされております。

他方で、先ほどもありましたが、本調査の調査票情報と地番地図データとのマッチング率が一定程度確保できることが確認されましたので、情報の付加という観点で、今後のパネルデータ化に向けて、法人土地・建物基本調査の調査票情報の活用可能性はあるものと考えられると考察がされているものでございます。

それでは、9ページに戻っていただきまして、9ページから10ページということで、5 公的統計の整備に関する基本的な計画への対応状況」というところで、こちらの御説明も続けてさせていただければと思っております。

(1) の不動産関連統計の改善・体系的整備でございます。今期の基本計画におきまし

ては、不動産関連統計に関しまして、下に表がございますが、次のような課題がございます。まず、①としましては、5年ごとに実施する法人土地・建物基本調査とその中間年に実施する土地保有・動態調査について、不動産登記情報の公開の在り方などの検討動向を注視しつつ、不動産登記情報の活用の可能性や、フローとストックの情報を地域別に把握することも含め、法人における土地の所有・利用構造をより的確に把握する調査を効率的に実施する方向で検討を促進するというのが一つ。

②としまして、我が国の土地所有及び利用状況の全体像を把握するため、土地基本調査 の作成方法の充実に向け、関係府省とも連携し、解決すべき課題を整理・検討するもので ございます。

審査状況でございますが、今、次期基本計画の策定に向けて、統計委員会企画部会第2 ワーキンググループの方でいろいろ審議されておりまして、①、②につきましては、以下 の形で整理されていると聞いております。

①につきましては、法人土地・建物基本調査(5年周期)の中間年に実施していた土地動態調査と土地保有移動調査を統合して、新たに、令和元年から土地保有・動態調査、一般統計調査でございますが、これを実施する対応がなされています。また、法人土地・建物基本調査につきましては、令和4年度に統計委員会への諮問が予定されている、まさに、2はこの部会における審議ということになりますが、このようなことが予定されており、前回答申時に示された課題の取組状況について、その際にフォローアップが行われることが見込まれるので、次期基本計画への特段の記載についての必要性は乏しいのではないかということでございます。

②につきましては、国土交通省で継続的に研究会が開催されておりまして、引き続き、不動産登記情報のデジタルデータの整備による当該情報の活用といった課題も残されていることから、次期基本計画に記載してはどうかということでございます。11ページの頭の方ですが、基本的な考え方としましては、国土交通省は、我が国の土地所有及び利用状況の全体像を把握するために、土地基本調査の作成方法の充実に向け、不動産登記情報のデジタルデータの整備・検討状況も踏まえつつ、引き続き検討を行うという考え方が示されている状況になってございます。

そういったことを踏まえまして、この部分の論点、2つでございますが、まず一つとしては、基本計画の検討課題における「フローとストックの情報を地域別に把握すること」について、現在、具体的にどのような地域別の集計が行われているのか。少しフォローアップさせていただきます。

それから、bとしましては、土地基本調査の作成方法の充実に向けて、前期2(3)の 取組も含めて、今後どのような点について検討を行うのかというものでございます。

長くなりましたが、事務局からは以上でございます。

- ○菅部会長 それでは、調査実施者から御回答をお願いします。
- ○奥田国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課長 国土交通省でございます。資料 3 の12ページになります。

まず、土地単位でのパネルデータの作成についてでございます。論点のa、bとありま

すけれども、aにつきましては、先ほど総務省からございましたので、bの国土交通省の調査検討の御説明をさせていただきます。国土交通省で行いましたのは、平成25年調査、30年調査、いずれも法人土地・建物基本調査のデータを活用して行ったものでございます。こちらの2回の法人土地・建物基本調査で、継続して調査対象となった法人について、所有する土地について、土地区画単位でのパネルデータを作成してみたということでございます。

その結果といたしまして、25年から30年で継続的に記入されていた土地については、件数的には43万件、面積的には3,300平米規模になったのですけれども、全体の土地、法人所有土地の推定面積からすると、それの13%に当たる面積でした。世帯所有土地も含めた国土総面積の中では0.9%に当たる程度のものであったということでございます。

一方で、25年調査では出てこなかったけれども、「30年調査で新たに記入のあった土地」というのが、件数でいうと8.9万件、447平方キロメートル、反対に、25年調査では出てきていたのだけれども、30年調査では記入がなくなった、抹消された土地が11.3万件、730平方キロメートルということで、25から29年の間で売買があった土地取引延べ件数に対しての割合で言いますと、件数でいうと3%、面積でいうと15%に該当する程度のものであったということでございます。この取引の関係の土地については、取得の時期などはこちらの調査で調査しておりますけれども、売買の対象者については把握していないので、土地を単位として、ここからパネルデータとしてつくっていくことは難しいという結論でありました。

全体を通しまして、土地単位でパネルデータを作成することについては、法人を単位として調査している法人土地・建物基本調査からやることはなかなか難しいということで、土地単位でのパネルデータ作成のためには、やはり土地の母集団情報となり得る不動産登記情報の活用が望まれることと、実際に不動産登記情報を用いて土地を対象とした調査としていく場合には、調査体系をそれこそ見直していくことが必要であろうということを課題としてまとめたというのが、令和2年度に行った調査の結果でございます。

論点 c のところにありますけれども、土地単位でのパネルデータ作成に向けて、不動産登記情報、デジタルデータ化が検討されておりますので、そちらの活用ということを当省としては考えているわけですけれども、現在の取組状況につきましては、回答のところにございますように、まず、来年度以降、地域を限定した形で、不動産登記情報(保存登記)を法務省から入手させていただいて、現在、フローの調査であります土地保有・動態調査では既に移転登記情報をいただいておりまして、活用しております。そちらの移転登記情報と、新しくいただく保存登記情報を併せて、不動産登記情報を活用してのパネルデータをつくっていくための方策ですとか、利用方法の検討などを行っていきたいと思っております。現在、対象地域の選定ですとか、関係省庁、法務省、デジタル庁との調整を行っている状況でございます。

続けて、13ページの3(1)不動産関連統計の改善・体系的整備の関係で、論点aのところでございます。「フローとストックの情報を地域別に把握すること」についての現状でございまして、下の表で書いておりますように、左側、いわゆるストックの調査、法人土

地・建物基本調査では、全国集計のほかに、都道府県別、政令指定都市別、県庁所在市別 の地域別の集計、それから、主にフローの調査、土地保有・動態調査の方では、都道府県 別、それから、圏域別に集計している状況でございます。

ここに書き切れていないですけれども、これらにつきましては、地域別の集計とともに、 法人であれば、例えば本社所在地別ですとか、業種別、資本金額規模別といったような、 個人であれば、売買目的別、売買主体の年齢別、収入別といったような諸属性別の分析も 行っておりまして、地域分析と、このような諸属性別の分析をクロス集計としてもお示し している状況でございます。

このうち、フロー部分に当たる土地保有・動態調査につきましては、先ほど御説明にありましたように、それまでの土地動態調査と土地保有移動調査という2つの調査を統合して、令和元年に開始したものでございます。この統合によりまして、調査対象者数も若干増加したこともありまして、従前の調査ではできていなかった、先ほど御説明したような地域別と属性別の分析も新たに可能となったところでございまして、土地の所有・利用構造のより的確な把握ができるようになっているのかなと認識しております。

続きまして、論点 b のところでございます。土地基本調査の作成方法の充実に向けてですけれども、先ほどの御説明と少し繰り返しになるところがあります。土地保有・動態調査の母集団情報として、現在、既に法務省から所有権移転登記情報をいただいております。今後、法人土地・建物基本調査でも、保存登記情報、それから、所有権移転登記情報も活用するということを考えております。これによりまして、土地所有面積ですとか、資産額推計値の精度を向上させるですとか、究極的になるのかもしれませんけれども、このような土地面積あるいは建物延床面積といった情報が登記から分かりますので、調査項目を削減することで、調査対象者の負担軽減が可能になるのではないかと考えておりますので、調査への活用に向けまして、関係省庁と連携しての活用データ・手法の精査、それから、それに伴っての調査項目の見直し等々、検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○**菅部会長** ありがとうございました。ただ今の御説明に対し、御質問、御意見をお願いしたいと思いますが、先ほど事務局から御説明がありました総務省の調査研究については、清水臨時委員が座長として取りまとめられたものですので、先に清水臨時委員から御発言をお願いできればと存じます。

清水臨時委員、よろしくお願いいたします。

○清水臨時委員 ありがとうございます。今の国土交通省の御説明、また、総務省の御説明について、全くこのとおりで賛成いたします。ここをどうしてくださいということはございませんということをまず結論として申し上げておきたいと思います。

まず初めに、研究会で検討したのが、パネルデータの作り方を研究してくださいという 大きな問いでしたので、後からこれをひっくり返すようなことを申し上げますけれども、 パネルデータを作ることが大前提で、そのときにどういう技術的な方法があるかをこの研 究会では議論しました。

不動産のデータベースで非常に難しいのが、住所が、ベース・レジストリが全く進んで

いないということです。地番表示と住居表示という2つの情報が混在してしまっていまして、地図上で位置を特定しようとすると、住居表示という住所がないとグーグルマップでも、今の技術的には座標が取れないというか、場所が分からないということになります。 今度、所有者を把握しようとしますと、登記簿のデータベースというのは全て地番情報でしか入っておりませんので、この2つの結合というのは非常に難しいことになるわけです。

登記簿のデータをいくら取っても、実は地番の住所が文字として入っているだけですから、場所は分かりません。日本には2億筆の筆数がありますので、そのうち位置が特定できるデータベースというのは、日本政府の中にはほぼありません。民間のデータベースの中で今回使ったのは2つぐらいあるのですけれども、1つのある候補のところを使ってやりました。もう1つの候補ですと、今、大体1億6,000万筆ぐらいまではデータベースとしてできておりますので、登記と場所が、いわゆる結合できるのがこれぐらいの規模ということになります。先ほど、林業の林班とか小班、枝番と言っているのが残りの5,000万筆ぐらいで多くが森林に集中していますので、そこを今、我々の研究チームとしては整備しているところでございます。

そういう意味で、パネルデータを登記簿などから、今回の法人土地・建物基本調査も所有を聞くということで、今度、この調査の方に入ってきますけれども、所有と利用を把握するというのが大きな目的ですから、所有というもので調査すると、地番表示で回答されてくることになります。

そうしますと、先ほど申し上げたように、位置が分からないということになります。位置が分からなければ、利用が分かりません。例えば国土数値情報は、様々な土地利用状況が分かるデータがあるわけですけれども、その位置と利用をマッチングしてみようとすると、この2つが今度は合わないことになってくるわけです。ですから、今回の法人土地・建物基本調査では両方を聞いているということは非常に重要なポイントになるわけですけれども、現在の登記簿を使っていく方向性で考えたときに、移転登記情報又は保存登記で見に行ったときにおいても、場所は特定できませんから、その同じ問題に直面してしまうことになります。これが研究会の中で我々が得た知見になります。

さて、ここでのコメントです。パネル化をするということにおいては、実はすごくコストがかかりそうだということが分かるわけで、技術的にはできるのですけれども、民間のデータの活用をしなければいけない、または、かなりのコストがかかることになります。その意味で、私はパネル化をする技術についての研究ということで研究会をやりましたけれども、パネル化をすることを提案されてきたことの意義であるとか、そのことの御利益をこれからしっかりと考えていかなければいけないと思います。

例えば、今日の午前中は、住宅・土地統計調査の議論をしましたけれども、アメリカン・ハウジング・サーベイというアメリカの住宅調査についてはパネルデータになっていますので、そのことによる御利益というのは物凄く大きな、我々が見ることができないものがアメリカでは見ることができている。ただ、その頻度が5年に1回ではないということがあります。我々は、5年に1回の法人土地・建物基本調査においてパネル化をすることによって、どんな御利益があるのかをもう一度検討していくことが今後は必要ではないかと

思います。

その意味で、もう一つは、土地単位で我々が見ていくことの検討をしておりますけれども、集計単位として、どういう粒度で所有の状態であるとか、または利用の状況を知りたいのかということもあると思いますので、そのような点についてよく議論した上で、ベネフィットと費用を見ていく必要があると感じています。

最後でございますけれども、今、保存登記情報を活用するということがあります。保存登記には、土地の保存と建物の保存というのがありまして、その意味で、所有権が移転したとき、または、新しい建物が建ったときに特に保存登記がされてくるわけであります。それを使うことによることと、我々は、フローを見るということになりますので、一番我々が分からないのが所有のストックの状況であります。登記簿というのは別に、先ほど議論があったような個人情報でも何でもなくて、我々、一般市民でもお金さえ払えば入手できる情報でありますので、それをもっともっと積極的に統計の方に開示してもらうような働きかけというのは必要だと思いますし、さっきの話と重なりますけれども、そういうデータが来たときに、もう一度、この法人土地・建物基本調査のどの部分の精度が上がって、どの部分の費用が回答者の方で軽減され、または作成者の方で軽減されるのかということについて、今回、予算面、業務面での効率化の見込み等、検討を進める予定であると書かれておりますので、ここを是非深めて、保存登記と移転登記だけではなくて、もう少し広い意味で、登記情報を活用するというところまで踏み込んで、実施された方がいいのかなと思います。

そういう意味で、手がかりとして、まずは保存登記と移転登記だけですということであればいいのですけれども、その次のステップとして、登記情報、先ほどの繰り返しですけれども、個人情報でも何でもありませんので、その積極的な活用を検討していただきたいということでございます。

以上でございます。

○**菅部会長** どうもありがとうございました。土地のパネル化が非常に難しいという御説明をいただきました。

そのほか、御意見、御質問がある委員の方はいらっしゃいますでしょうか。

今、清水臨時委員から大変貴重な知見を賜りまして、やはり土地のパネル化は大変難しいというお話でありました。一方で、行政記録情報に関連しましては、国土交通省で、その利用を検討なさっておられるということであります。パネル化というのは、今、清水臨時委員の意見を賜りますと、パネル化ということにこだわる必要はないとひとつ考えられると思いますので、この点については、国土交通省で御検討いただけたらと思います。行政記録用としての利活用をめぐっても、当然いろいろとアイデアがあると思いますので、これも国土交通省の研究会の中で御検討いただけたら有効という気がいたします。清水臨時委員から大変貴重な御意見、アドバイスをいただいて感謝しております。

委員の皆様、いかがでしょうか。小西臨時委員、挙手なさっておられますので、御発言 をお願いします。

○小西臨時委員 小西です。清水臨時委員に全く賛同ですけれど、このサンプリング法で

5年に一度の調査でこの調査の中で、その土地の所有者の遷移まで含めたパネル化をするのが難しいことに留意しなければいけないと思います。土地のパネル化自体は、民間の力を借りたり、登記簿を使えばできますが、そもそもこの調査だけでそれをしようとすると難しいということだと思いました。

以上です。

○菅部会長 ありがとうございました。

まとめの方向ですけれども、本項目については、清水臨時委員及び小西臨時委員より、この調査内でのパネル化というのは非常に難しいという意見をいただきました。ですが、行政記録の利活用を推進するという点につきましては御了解いただけたものと認識しております。いただいた御意見の取扱いについては、答申案作成時に検討したいと思いますが、行政記録の利活用に関しては御了解をいただけたと理解しております。

それでは、これで、今回の諮問事項について、一通り審議を終えましたので、審議のまとめに入りたいと思います。本日は、答申骨子素案として、前回までの議論を踏まえて作成したものを席上配布資料としてお配りしております。

本日の部会の審議を踏まえて記載する部分は、Pとして、議論のたたき台としていただくために、私の方で仮の案を記載しております。

本日の審議では、答申骨子素案のうち、本申請の承認の適否のほか、これまで2回の部会において審議した各論点についての評価、「今後の課題」として指摘する事項について、大まかな方向性を確認させていただき、これに基づき、今後、私の方で具体的な答申案の文案を作成し、後日、委員の皆様に御確認いただきたいと思います。

以上のように進めたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○永井総務省政策統括官(統計制度担当)付統計審査官室副統計審査官 事務局でございます。本日は、席上配布資料2ということで、答申骨子素案をお配りしておりますので、 それをお手元にお持ちになって御覧いただければと思います。

まず、骨子素案につきましては、答申案の最低限の要素だけ並べさせていただいている ものになります。

本調査計画の変更について、(1)ということで、承認の適否が入ります。まずは今回の変更につきまして審議した結果、統計法第10条各号に掲げる要件にいずれも適合しているため、変更を承認して差し支えないという方向でおまとめいただいてはどうかと思っております。

次に、(2)理由等というところに入ってまいります。今まで部会で御議論いただきました論点、事項につきまして、それぞれ評価していく形になります。

まず、アの調査系統及び調査方法の変更ということで、(ア)調査系統の変更でございます。これにつきましては、都道府県の事務負担の軽減に資するものであり、国土交通省は、一括実施により増加する業務を含めて民間事業者に委託するために必要な予算を確保し、民間事業者の選定・管理を適切に行うこととしていることから、「適当である」と評価して

はどうかと考えております。

次の(イ)の調査方法の変更の部分でございます。オンライン回答用のログイン情報の電子メールの配布の部分でございますが、これにつきまして、オンライン回答の促進と調査事務の効率化に資するものであること。また、個人情報保護や誤送信の防止などの観点からも必要な対応が取られていることを確認できたことから、「おおむね適当である」としてはどうかと考えております。

ただし、これも部会で御議論ございましたオンライン調査につきましては、システム上で回答内容を修正可能とする対応をこの調査から導入することにつきまして、国土交通省で対応していただけるということでございますが、答申の方で一応このような指摘があったということで書かせていただければと思っております。

次に、イの調査票Aの変更でございます。(ア)「今後の保有等予定」及び「転換予定」の整理統合ということでございまして、これにつきましては、矢印の部分、前回の答申時の「今後の課題」に対応するものであり、統計表の表章上も大部分の項目において、平成30年調査結果との比較が可能となっているなど、利活用上の支障がないことから、「適当である」としてはどうかと考えております。

- (イ)につきまして、工場敷地にある建物に係る調査事項の変更の部分でございます。 次の2ページ目に移りますけれども、評価につきましては、「このうち」ということで、 「建物の有形固定資産額」については、国土交通省において、法人が所有している全ての 建物を対象に他の調査事項の結果を活用して推計している「建物資産額推計」で代替可能 であることに加えて、いずれの調査事項の変更についても、利活用上の支障は特段生じな いとしていることから、特に問題ないという評価でいかがかと思っております。
- (ウ)の「建物の利用現況」の選択肢の変更についてでございます。評価としまして、貸会議室・シェアオフィスについては、リモートワークの増加など、働き方の変化を踏まえた政策ニーズに対応するものであり、「おおむね適当である」と評価してはどうかと考えております。ただし、これも部会で御指摘がございましたが、次回、令和10年調査に向けて、シェアオフィスを把握する意義や把握方法について検討することを課題としてはどうかと考えておりまして、後ほどまた少しありますが、統計委員会で、川崎委員から、利活用や負担軽減の観点からの調査事項の見直しというお話もありましたので、このようなものの一つとして、課題として指摘してはどうかと考えております。

それから、(エ)の標本設計の変更につきましては、カバレッジの向上のために、精度に 大きな影響を及ぼす広大な土地を保有している業種や組織形態の法人を全数階層として設 定するものであるため、「適当である」としてはどうかと考えております。

次に、ウの調査票Bの変更でございますが、「法人の名称」は、調査票Aにおいて把握することができるため削除するものであり、報告者負担の軽減を図る観点から、「適当である」と評価してはいかがかと思っております。

それから、エにつきまして、調査票Cの変更でございます。年次調査である土地保有・動態調査を本調査の一部として実施することにより、土地の所有状況と、その変動要因を 一体的に分析することが可能となり、報告者負担の軽減や調査事務の効率化にも資するこ とから、「適当である」と評価してはいかがかと考えております。ただし、これも、成田臨時委員からの御指摘でございますが、記入の正確性を担保する観点から、計算書類の附属明細書等との一致を確かめるなど、チェックできる仕組みを今回の調査から設けることについて、これも国土交通省で対応していただけるということでございますが、部会からの指摘として記載してはどうかと思っております。

続きまして、オの公表期日の変更の部分でございます。次のページになりますが、基本的にはユーザーの利便性向上に資するものということでございます。また、全体の公表作業への影響もないというような御説明も本日ございましたので、「適当である」と評価してはいかがかと思っております。

続きまして、2の平成29年答申における「今後の課題」への対応状況についてでございます。

①につきましては、先ほど前記の1の(2)のイの(ア)のとおりでございます。

②につきましては、国土交通省で、今回は新たな調査項目としては設定せずに、経済センサスなどとのリンケージで、特別集計で対応するというものでございました。これにつきましては、基本的には報告者の負担を増加させることなく、ニーズに対応しようとするものであり、「適当である」という形で評価してはどうかと思いますが、本日の議論で、特にニーズの把握について、さらに幅広く確認するようなことが必要なのではないかと御指摘もあったかと思いますので、例えばそういったことを指摘事項として入れるのも一つあるのかなと思っております。

それから、③につきまして、パネルデータのお話でございます。今、御議論がありましたとおり、取組の方向性としては適当であるが、この調査の中でパネル化をするのは難しいといった御意見や、行政記録情報の活用については更に推進する必要があるとの御意見もありましたので、引き続き、「今後の課題」として指摘する方向でいかがかと考えているところでございます。

それから、「3公的統計の整備に関する基本的な計画への対応状況」でございます。(1) の不動産関連統計の改善・体系的整備の部分でございます。先ほどのパネルデータと同様でございまして、基本的な方向性としては、「おおむね適当」と評価してはいかがかと思っております。ただ、今後の行政記録情報の整備ですとか、デジタルデータの整備・検討状況も踏まえつつ、土地基本調査の作成方法の充実に向けた引き続きの検討、このような部分が課題として引き続き指摘されるのではないかと考えているところでございます。

(2) 行政記録情報等の活用の部分でございます。今後の行政記録情報の更なる利活用 に向けた検討がなされているということでございましたので、「適当である」と評価しては いかがかと思っております。

それから、以下、答申案への記載の検討を要するものということで、一番最後にございますが、3つございます。①としましては、最初の諮問時の統計委員会で川﨑委員から御発言がありました、土地基本調査において、どの程度詳細な調査事項が必要か、利活用ニーズと報告者負担軽減の観点から、中長期的に検討すること。②、③は、清水臨時委員から御発言がございましたが、所有者不明土地などの問題を踏まえ、土地の管理状態に着目

して調査項目を検討することも将来的には重要ではないか。それから、建物資産額推計を 行う意義をSNAや他の調査との関係も精査した上で整理することが必要ではないかと、 このようなことがございましたので、これから整理していただければと思っております。 事務局からは以上でございます。

○菅部会長 ありがとうございました。それでは、ただ今事務局から御説明がありました 答申案の方向性について確認したいと思います。まず、1、(1) 承認の適否。「1 本調 査計画の変更」の「(1) 承認の適否」については、「変更を承認して差し支えない」という方向で整理したいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

次に参りたいと思います。「1 (2)理由等」以下の本申請における各論点の評価について確認したいと思います。まず、「ア 調査系統及び調査方法の変更」について、「(ア)調査系統の変更」は、「適当である」と整理し、「(イ)調査方法の変更」は、「おおむね適当である」と整理した上で、システム上で回答内容の修正を可能とする対応を令和5年調査から導入することについて指摘したいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

「イ 調査票Aの変更」について、「(ア)『今後の保有等予定』及び『転換予定』の整理統合」は、「適当である」と整理し、「(イ) 工場敷地にある建物に係る調査事項の変更」は「特に問題ない」と整理し、「(ウ) 建物の利用現況の選択肢の変更」は、「おおむね適当である」と整理した上で、調査事項の見直しの一つとして、次回の令和10年調査に向けて、シェアオフィスを把握する意義や把握方法について検討することを「今後の課題」として指摘し、「(エ) 標本設計の変更」は、「適当である」と整理したいと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

異議なしという形で整理させていただきたいと思います。

「ウ 調査票Bの変更」については、「適当である」と整理したいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

「エ 調査票Cの変更」については、「適当である」と整理した上で、調査票の記入内容について、記入の正確性を担保する観点から、計算書類の附属明細書等との一致を確かめるなど、チェックできるような仕組みを令和5年調査から設けることを指摘したいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

「オ 公表期日の変更」については、ユーザーの利便性向上に資するものであり、「適当 である」と整理したいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

- 「2 平成29年答申における『今後の課題』への対応状況」について、①は、先ほど整理したとおりですので、省略いたします。
- ②「法人の属性を踏まえた集計の充実」については、国土交通省は、経済センサスなど、他の統計調査とのリンケージによる特別集計等で対応することとしており、これについて

は報告者負担を増加させることなく、ニーズに対応しようとするものであり、「適当である」 と整理したいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

- ③「土地単位でのパネルデータの作成」については、国土交通省は、来年度以降、地域を限定して不動産登記情報を入手し、パネルデータの作成方策や利用方法の検討などを行う予定としており、取組の方向性としては「適当である」と整理した上で、次の3(1)にある土地基本調査の作成方法の充実と併せて、引き続き検討を行うことを「今後の課題」として指摘したいと思いますが、これはいかがでしょうか。御意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。
- 「3 公的統計の整備に関する基本的な計画への対応状況」について、「(1) 不動産関連統計の改善・体系的整備」について、①については、令和元年から新たに実施されている「土地保有・動態調査」により対応がなされており、「適当である」と整理したいと思います。
- ②については、国土交通省において継続的に研究会を開催し、課題解決に向けた取組が進められているため、「おおむね適当である」と整理した上で、2③の課題と併せて、土地基本調査の作成方法の充実に向けて、引き続き検討を行うことを「今後の課題」として指摘したいと思いますが、よろしいでしょうか。
- 「(2) 行政記録情報等の活用」については、令和5年調査において、「森林簿」を標本設計や審査に活用することを検討している点について、今後の行政記録情報の更なる利活用に向けた検討がなされていることから、「適当である」と整理したいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

このほかに、これまでの審議で委員から出された意見のうち、その取扱いを答申案作成 時に検討することとされているものがありますので、これについて、次に審議を行いたい と思います。

まず、本申請が統計委員会に諮問された際に、川崎委員から、本調査の調査事項について、利活用ニーズと報告者の負担軽減の観点から、次回調査に向けた中長期的な課題として検討していただきたいとの御意見がありました。

この御意見については、答申案における「今後の課題」として位置付けることとし、先ほど議論したシェアオフィスの件についても、この課題の中の一つとして位置付け、国土交通省において検討していただくとことにしたいと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

ありがとうございます。

次に、前回の部会で清水臨時委員から、「所有者不明土地などの問題を踏まえ、土地の管理状態に着目して調査事項を検討することも将来的には重要である」との御意見がありました。

これについては、御指摘は大変重要なものと考えておりますが、所有者不明土地の問題は、法人よりも個人や世帯が所有する土地において問題となっていると考えられますので、

法人を調査対象とする本調査における対応については、報告者への負担を考慮しますと、 やや慎重であるべきと考えられ、答申案への記載は見送りたいと思いますが、これはいか がでしょうか。清水臨時委員から御指摘いただいたのですが、このような整理で、清水臨 時委員、いかがでしょうか。

○清水臨時委員 御指摘のとおり、所有者不明土地の問題というのは、個人の問題ですが、 法人が持っている土地についての管理状態というのはまた別の話でありまして、今回も5年以上、先を踏まえて売却しますか、または転用しますかというような有効利用を前提と した調査が、昔はそういう調査が前提だったものですから、所有者不明土地の問題は除いていただいて、法人が持っている土地の管理状態、いわゆる遊休地として放置してしまっている問題は多くありまして、このような問題に対して、土地基本法も変わってきておりますので、そういうところを重視した統計調査に変えていく必要があるのではないかという趣旨でございます。

そういう意味で、管理状態というところをもっと重視すべきだという意見でございます。 〇**菅部会長** ありがとうございます。それでは、法人の土地の管理状態について、答申案 での取扱いについて、今後検討させていただきたいと思います。よろしいですか。

それでは、こちらについては、事務局と検討させていただけたらと思います。そのほかにこの件につきまして、皆様、よろしいでしょうか。清水臨時委員の御指摘を踏まえて、これについては再整理させていただきたいと思います。

次に、同じく清水臨時委員から、「中長期的には本調査において独自に『建物資産額推計』を行う意義をSNAや他の調査との関係も精査した上で整備することが必要ではないか」との御意見がありました。

これについても、御指摘は大変重要なものと考えておりますが、本部会は総務大臣から 諮問された法人土地・建物基本調査の変更等についての審議・答申を行うものですので、 本調査とSNA等の関係については、本部会のみでは整理できない事項ですので、今回の 答申案へ記載することは見送ることとしたいと思いますが、これについて何か御意見等は ありますでしょうか。清水臨時委員、いかがでしょうか。

○清水臨時委員 ありがとうございます。これも建物だけでなく、土地も入ってくるというところでありまして、今回の中で外していただくのは問題ありませんけれども、土地・建物資産額推計が、2つの統計が世の中に存在すると、正直混乱してしまっているところはあります。もう一つ、今回、シェアオフィスを調べるということですけれども、実はSNAとの関係で非常に重要な問題がありまして、例えばエアビーアンドビーの議論などが内閣府でもされておりますけれども、住宅だったものが、いわゆる商業用不動産に変わり、法人が所有し、それで旅館業を行うという転用の場合があります。

今回、シェアオフィスの場合も、都心の場合、今、大体10万坪ぐらい、オフィスビルが23区にあるのですけれども、そのうち大体2万坪ぐらいがシェアオフィスになってきています。これは法人が使い方を変えただけですから、この調査をやらなくても大した問題ではないのですが、重要なのは地方の問題でして、住宅の用途だったものが、法人が所有し、シェアオフィスに転換すると、生産を産みますから、この場合はSNAの中にカウントし

なければいけなくて、統計上の定義が自己所有の住宅(00H: 0wner 0ccupied Housing)から一気に商業用の不動産に変わってきて、付加価値を生み出すということになります。そういうような視点まで含めて、シェアオフィスを継続的な統計調査として調べることの意義や影響、とりわけSNAの体系の中でどのようにとらえているのかということを踏まえて調査を設計していくのかということをしっかり議論された方が良いという意味で申し上げました。

そういう意味では、3番を外していただくのも全く問題ないのですが、ほかの統計との 関連性をよく考えていただいて、調査を設計していただくことは長期的には必要だと思っ ております。

以上でございます。

○**菅部会長** ありがとうございました。要するに、持家が事業所になるという御指摘は大変興味深くて、大変勉強になりました。これは今回、本調査で取りあえず把握して、その後、検討していただけばいいかと思います。少し難しいところがありまして、要するに、貸会議室、シェアオフィスなどもそうですけれど、人がいないと、今の産業分類だと、そもそも事業所ではない。その問題があるということと、産業分類でそもそもその他の不動産業になってしまっているので、これまた厄介ですね。

そういうことを考えますと、ここで1回、少し調査していただいて、改めて清水臨時委員がおっしゃられるように、SNAという観点から、より適切な調査事項に、何らかの取っかかりがないと検討も非常に難しいですから、そのような形で進めたらよろしいかと思います。大変貴重な御意見をありがとうございます。答申案としては、違う部会と関わってしまいますので、ここでは下ろさせていただけたらと思います。

ほかに、この件について御指摘等ありますでしょうか。

- ○菅部会長 小西臨時委員どうぞ。いかがでしょうか。
- ○小西臨時委員 はい。ありがとうございます。少し遡って恐縮ですけれど、大体「適当である」と「おおむね適当である」という表現ですけれど、有形固定資産額のところだけ、「特に問題ない」という文言なのは、私には分からないシグナルが何かあるのかなとか、削除するという意味では、調査票Bの法人の名称を削除するのと一緒なので、もしかしたらこう書くという決まりがあるのなら別にいいのですけれど、「特に問題ない」が1か所だけなので、何が違うのかなと気になりました。

あと、今後のことについて言うと、川崎委員からあった①のことに関して、最終的に土地基本調査において、どの程度詳細な調査が必要かは利活用ニーズと本調査の性質に合ったものかということが重要だと思います。所有者不明土地をどうするか問題やシェアオフィスの項目をこの調査で聞くのが妥当なのかということです。もっと合った業態を対象とした、もっと適した調査で、毎年調査するのか、なども含めてこの会議で決めることではないかもしれませんが、考える必要があると思います。

以上です。

- ○菅部会長 まず、文言について、事務局から御回答をお願いします。
- ○永井総務省政策統括官(統計制度担当)付統計審査官室副統計審査官 事務局でござい

ます。答申案の評価について、3段階評価が一般的でございまして、「適当である」、「特に問題ない」、「やむを得ない」という、そういう3段階評価になっているのですけれども、この部分につきましては、いわゆる有形固定資産額を落とすことでございますけれども、部会の中でもいろいろと残してもいいのではないかという御意見もあったということも踏まえて。

- ○小西臨時委員 はい。私が言いました。
- ○永井総務省政策統括官(統計制度担当)付統計審査官室副統計審査官 一方で、資産額 推計で代替できることから問題ないのではないかと評価をさせていただいたということで、 御理解いただければと思います。
- ○小西臨時委員 「適当である」、「特に問題ない」が順番なのですね。
- 〇永井総務省政策統括官(統計制度担当)付統計審査官室副統計審査官 最後が「やむを得ない」ですね。
- ○小西臨時委員 分かりました。
- 菅部会長 小西臨時委員、これでよろしいでしょうか。
- ○小西臨時委員 はい。「適当である」とまでは言えないけれど、「特に問題ない」という 気持ちだということだと了解しました。
- ○**菅部会長** はい。あと、後段については、この部会を超えてしまう部分がありますので、 やはり答申案に書くのは難しいかなと。要するに、先ほど言ったSNAと関わってくると、 もう一つ部会がありますので、少し話が大きくなるかなとは思います。
- ○小西臨時委員 あと、別の調査になると、また別の話だということですよね。
- ○**菅部会長** この部会で議論できる対象の調査かという問題が、要するに、基幹統計では ないという問題が少しあります。
- ○小西臨時委員 そうですよね。分かりました。
- 菅部会長 伊藤委員が挙手されております。伊藤委員、いかがでしょうか。
- ○伊藤委員 ありがとうございます。小西臨時委員とほとんど同じコメントですが、まず、 先ほどの答申案の記載に関するところで、私もこの①の、どの程度、詳細な調査事項が必 要かの検討の一つとして、SNAや他の調査との関係というのを入れ込めるようにも思い ました。ただ、他の部会にも関連するから、ここに書くのは適切でないということで、か つ、清水臨時委員もそれで了解されるということであれば特に異議はないです。でも、調 査事項を検討する中で、先ほど清水臨時委員の御指摘があったことも少し考えてもいいで はないのかと思いました。

先ほど、「特に問題ない」と「適当である」の違いを質問されたのですけれど、私は、この「適当である」と「おおむね適当である」というのもどう違いがあるのか疑問に思いました。「おおむね」とわざわざ付けているところには何らかの留意事項があるということかなと思ったのですが、そうなると、どういう点で「適当」ではなく、「おおむね」になっているのか、もう少し分かるようにした方がいいのではないでしょうか。この表現でよいのか、どうなのでしょうか。御質問です。

以上です。

○菅部会長 これは行政文書の書き方がありますので、事務局から御説明いただきます。 ○山形総務省政策統括官(統計制度担当)付統計審査官 2点、御質問あったと思うのですが、後段の「おおむね」というのはまさに、何かしらの留意点なり、今後の検討課題というものを付したらいかがかというものについては、「おおむね」を意識して付けているものです。あと、全体を通して、答申文案を起草させていただきたいと思いますが、そこで何か違和感等もあれば、またお知らせ等をいただければと思います。

それから、前段の部分で、事務局の立場で申し上げたいと思うのですが、菅部会長がこの部会を超えるというようなことをおっしゃったのですが、あくまで、この今の部会は、法人土地・建物基本調査の変更に関する諮問に対する御審議をいただいているものですので、この法人土地・建物基本調査の改善に資する御意見であれば、答申案の方に盛り込んでいただければと思います。したがって、先ほど伊藤委員がおっしゃったように、SNAやほかの調査との関係も踏まえて、この統計調査をどうしていくかという文脈であれば、自然に答申に盛り込んでいただけるのではないかと思います。一方で、ほかの一般統計調査の整備とか、SNAをどうしたらいいかとか、そういった話になると、この諮問審議ののりを少しこえるのではないかと事務局としては考えます。

以上です。

○菅部会長 伊藤委員、いかがでしょうか。

それでは、今、事務局から御提案がありましたので、表現が少し微妙ですが、SNAの? 〇山形総務省政策統括官(統計制度担当)付統計審査官 一つの御提案としては、今後の課題のPのところに書いてある①ですね。どの程度、調査事項が必要かという部分に関連して、今、①の方では土地基本調査との関係の議論しかしていませんので、「SNAや、ほかの統計調査との関係性も踏まえた上で」みたいなものを検討の観点として、シェアオフィスの話とかも読める格好で、少し広い視点から調査事項を検討していきましょうという感じで盛り込むというのが一つの方向性かなと、事務局としては提案したいと思います。 〇菅部会長 伊藤委員、いかがでしょうか。今の形で盛り込むという形でいかがでしょうか。

○伊藤委員 ありがとうございます。私は、個人的にはいいと思うのですけれど、清水臨時委員がもっとお詳しいと思うので、清水臨時委員が盛り込んだ方がいいとお考えか、または、今回は別に盛り込まなくていいとお考えか、清水臨時委員の御意見も伺えればと思います。

○清水臨時委員 ありがとうございます。今、先ほど申し上げたようなシェアオフィスのような議論というのは、実は2025のSNAのマニュアルの改定を今、IMFでやっておりまして、その中で、実はシェアリングエコノミーについては非常に大きな問題として扱われているテーマです。

土地の資産額のところも、実はワールドバンクの方で、土地を入れた生産性の測定というのは、今年の夏も大きな議論があり、この調査は、このような非常に大きな議論を抱えているようなところもありますので、せっかくやるのであればということで申し上げさせていただきました。伊藤委員、ありがとうございます。そういう意味で、もし入れていた

だけるなら、そのような形で入れていただければ大変ありがたく思います。 以上でございます。

○菅部会長 ありがとうございました。

それでは、清水臨時委員からも、入れるべきだという御指摘をいただきましたので、それを入れる形で答申案を作成したいと思いました。

小西臨時委員、お願いします。

○小西臨時委員 小西です。チャットを見ていらっしゃらない方もいらっしゃるかもしれないので、総務省の担当者の方がお答えくださって、書き方は、「適当である」と「おおむね適当である」、「特に問題ない」、「やむを得ない」の4つで、この順番で何か順序がついているそうです。ありがとうございました。

それで、私は、「適当である」と「特に問題ない」についてご質問しましたが、伊藤委員がおっしゃってくださったように、「おおむね適当」と「適当」の違いも読んだ方がわかるといいなと思います。少し議論があったものを「特に問題ない」とすると、有形固定資産について私が、削除に対して懸念ありだったことで「特に問題ない」という表記にしてくださいました。同じように「適当」と「おおむね適当」の違いもその辺の濃淡が、答申案が出てきて、私たちがまた確認するときに違いが分かるとありがたいなと思いました。

以上です。ありがとうございました。

- ○菅部会長 それでは、これは御検討いただくということでよろしいですか。
- ○山形総務省政策統括官(統計制度担当)付統計審査官 今後、部会長と事務局で答申案 全体を少し文章で書いてみて、委員の皆様にお諮りする際に、この評価の部分についての 事務局の考えとともにお送りしたいと思います。
- ○菅部会長 よろしいでしょうか。ほかに御意見、ありますでしょうか。

それでは、いただいた御意見を踏まえて、今後、私の方で答申案を整理し、1月上旬を めどに、委員の方々にお示しし、御確認をお願いしたいと思います。

なお、確認の過程でいただいた御意見の取扱いについては、私に御一任いただけたらと 思います。これらの確認が終了しましたら、1月上旬から中旬にかけて最終的な書面決議 を行いたいと考えております。そのような取扱いでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、本日予定しておりました議題は以上となりますので、本日の審議はここまで とさせていただきます。

それでは、事務局から御連絡をお願いいたします。

○永井総務省政策統括官(統計制度担当)付統計審査官室副統計審査官 ありがとうございます。先ほど部会長からも御説明がありましたとおり、お集まりいただく部会の審議としては本日で終了としまして、今後はメールのやり取りで答申案をまとめさせていただきたいと思っております。

答申案につきましては、部会長とも御相談の上、1月上旬をめどにお示しいたしますので、御確認いただければと存じます。御確認いただきまして、必要な修正をした答申案についての最終的な書面決議につきましては、1月上旬から中旬にかけて行わせていただき

たいと思いますので、御承知おきください。

最後に、本日の部会の議事録につきましては、事務局で作成次第、メールにて御照会いたしますので、こちらにつきましても御確認のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○**菅部会長** それでは、本日の部会を終了したいと思います。皆様、どうもありがとうございました。